

○ 人事院規則 2 2—2—4 (人事院規則 2 2—2 (倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続)の一部を改正する人事院規則) 新旧対照表
(破線部分及び傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別記様式 表面 (略) 裏面</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>下記の者は、人事院規則22-2第10条第1項の規定により指名した調査員であることを証する。</p> <p>官職 氏名 _____ 生年月日 () 年 月 日 勤務官署 国家公務員倫理審査会事務局 所在地 _____</p> <p>発行年月日 令和 年 月 日 有効期限 令和 年 月 日</p> <p>国家公務員倫理審査会</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>写 真</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>国家公務員法 (抄)</p> <p>(人事院の調査)</p> <p>第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に関し調査することができる。</p> <p>2 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることができる。</p> <p>3 人事院は、第一項の調査(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。)に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所(職員として勤務していた場所を含む。)に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(国家公務員倫理審査会への権限の委任)</p> <p>第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの限り、かつ、第九十条第一項に規定する審査請求に係るものを除く。)を国家公務員倫理審査会に委任する。</p> </div>	<p>別記様式 表面 (略) 裏面</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>下記の者は、人事院規則22-2第10条第1項の規定により指名した調査員であることを証する。</p> <p>官職 氏名 _____ 生年月日 () 年 月 日 勤務官署 国家公務員倫理審査会事務局 所在地 _____</p> <p>発行年月日 令和 年 月 日 有効期限 令和 年 月 日</p> <p>国家公務員倫理審査会</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>写 真</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>国家公務員法 (抄)</p> <p>(人事院の調査)</p> <p>第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に関し調査することができる。</p> <p>2 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることができる。</p> <p>3 人事院は、第一項の調査(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。)に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所(職員として勤務していた場所を含む。)に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(国家公務員倫理審査会への権限の委任)</p> <p>第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの限り、かつ、第九十条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。)を国家公務員倫理審査会に委任する。</p> </div>